別記様式第四号を次のように改める。

年産

別記様式第４号

「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

申請者　住　所
氏　名（法人等にあっては，名称及び代表者の氏名）印

対策加入者管理コード	A

「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第２項第３号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

（注意事項）

・対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください。

・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、生産調整方針に従って設定された生産数量目標の範囲内としてください（加工用米等は対象外）。また、種子用に供される米穀、未検査米、自家消費用米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官報号外

裁　　総

判決

上告人田中**隆**一ほか８名，被上告人東洋町間の解職請求署名簿無効決定異議申立棄却決定取消請求事件について，平成21年11月18日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２１年（行ヒ）第８３号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の高知地方裁判所平成20年（行ウ）第７号解職請求署名簿無効決定異議申立棄却決定取消請求事件について，同裁判所が平成20年12月５日に言い渡した判決に対し，上告人らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

別紙決定目録記載の決定を取り消す。

訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理　由

上告代理人中北龍太郎の上告受理申立て理由及び上告代理人樺島正法，同小西憲太郎，同佐竹明の上告受理申立て理由（ただし，排除されたものを除く。）について

１　本件は，東洋町選挙管理委員会（以下「処分行政庁」という。）が，東洋町議会議員田島毅三夫（以下「田島議員」という。）に係る解職請求者署名簿の署名について，解職請求代表者に非常勤の公務員である農業委員会委員が含まれているとして，そのすべてを無効とする旨の決定をし，さらに，請求代表者等の関係人である上告人らによる異議の申出も平成20年５月20日付けの決定（以下「本件異議決定」という。）により棄却したことから，上告人らにおいて本件異議決定の取消しを求める事案である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　上告人原田素士を含む６名（以下「本件代表者ら」という。）は，処分行政庁に対し，平成20年３月14日，田島議員に係る解職請求書を添えて，本件代表者らがその解職請求代表者である旨の証明書の交付を申請し，同月17日，処分行政庁からその旨の証明書の交付を受けた。当時，上告人原田は，非常勤の公務員である農業委員会委員であった。

⑵　公職選挙法（以下「公選法」という。）89条１項本文所定の公務員は，同項ただし書所定の者を除き，在職中，公職の候補者となることができないが，地方自治法（以下「地自法」という。）及び地方自治法施行令（以下「地自令」という。）は，公選法89条１項を議員の解職の投票に準用するに当たり，「公職の候補者」を「普通地方公共団体の議会の議員の解職請求代表者」と読み替え，かつ，同項ただし書（同項２号に関する部分を除く。）の準用を除外している（地自法85条１項，地自令115条，113条，108条２項，109条。以下，地自令の上記４条項のうち，公選法89条１項を準用することにより議員の解職請求代表者の資格を制限している部分を併せて「本件各規定」という。）。したがって，本件各規定によれば，農業委員会委員は，公職の候補者となることができる場合であると否とを問わず，在職中，議員の解職請求代表者となることができないこととなる。

⑶　本件代表者らは，処分行政庁に対し，同年４月14日，上記解職請求書に係る1124名分の署名簿（以下「本件署名簿」という。）を提出し，同月17日に受理されたが，処分行政庁は，本件各規定により農業委員会委員は議員の解職請求代表者となることができないことを前提に，同年５月２日付けで，本件署名簿の署名をすべて無効とする旨の決定をした。

⑷　上告人らが上記決定に対し異議の申出をしたところ，処分行政庁は，本件署名簿の署名は農業委員会委員を解職請求代表者の１人とする署名収集手続において収集されたものであって，すべて成規の手続によらない署名であるなどとして，同月20日付けで，異議の申出を棄却する本件異議決定をした。

３　原審は，上記事実関係等の下において，次のとおり判断して，上告人らの請求を棄却した。

本件各規定の委任の根拠規定である地自法85条１項は，議員の解職請求に係る投票手続のみならず，これと一連の手続の中で密接に関連する請求手続についても，公務員の職務遂行の中立性を確保し，手続の適正を期する観点から，公選法の規定の準用を認めたものであって，本件各規定はその委任の範囲内の適法かつ有効な定めと解されるから，農業委員会委員を解職請求代表者の１人とする署名収集手続において収集された本件署名簿の署名は，すべて成規の手続によらない署名として無効である。